

令和7年度 市民活動参画支援事業 募集案内

佐野市では、不特定多数の方のため、営利を目的とせず魅力ある地域づくり・まちづくり事業を自主的に行う、NPO やボランティア団体等の市民活動団体を募集します。採択された団体には、事業費の一部を補助します。また、団体の活動PRの協力を行います。

採択については、審査会を開催し、審査委員が面談と書類により審査を行います。

【応募資格】

次の条件を全て満たしていることとします。

- ・市内に活動拠点を置き、市内で活動していること
- ・団体が3名以上で構成されていること
- ・活動実績が3カ月以上あること
- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施、完了する事業であること

【対象となる事業】

- ・地域の資源、財産、文化を守り継承する事業
- ・地域のくらしの安全、市民生活の向上を図る事業
- ・市民の福祉の増進を図る事業
- ・人権を尊重し差別のない社会の構築に寄与する事業
- ・地域経済活動の活性化を促す事業
- ・まちづくりへの関心を高める事業

【対象とならない事業】

- ・特定の政党の支持、宗教の布教、選挙運動を目的とする事業
- ・過去に当補助を受けた事業



佐野ブランドキャラクター
さのまる©佐野市

◆補助の種類

【トライコース】

新しく取り組む事業、または既に行っている事業を対象に、初めて補助を受けるときに申請するコース。

【ジャンプコース】

トライコースの補助を受けた事業の拡大または発展を目指すため、補助を受けるときに申請するコース。

コース名	事業費補助内容	
トライコース	補助額 補助上限額 補助期間	補助対象経費の2分の1以内 10万円まで 1年
ジャンプコース	補助額 補助上限額 補助期間	補助対象経費の2分の1以内 1年間10万円まで 2年（同一事業の実施に限る。 申請は事業年度ごとに必要）

注意1) トライコースの補助額をジャンプコースに繰り越すことや、ジャンプコース2年目を申請する場合、1年目の補助額を繰り越すことはできません。

注意2) 事業実施の際は、佐野市市民活動参画支援事業の補助事業であることをPRしてください。

注意3) 補助終了後も、事業を継続してください。

注意4) 補助金額は審査会により決定します。

◆補助対象経費

- 報償費（講師に対する謝金等）
- 旅費（鉄道等運賃）
- 消耗品費（文具、用紙等）
- 食糧費（飲物代程度）
- 燃料費（ガソリン代）
- 印刷製本費（チラシ作成費等）
- 通信運搬費（郵送料等）
- 手数料（代金の銀行振込等）
- 保険料（事業実施用のもの等）
- 委託料（事業実施用のもの等）
- 使用料貸借料（会場、機械等）
- 備品購入費（事業実施に必要と認められるもの）
- その他（事業実施に特に必要と認められるもの）

※事業実施に伴う経費であっても、参加者に対するお土産等は補助対象外
※事業実施に必要と認められる経費は、審査会であらかじめ承認されたものに限る

◆応募方法

次の書類を、①から③の要領で提出してください。

- ・佐野市市民活動参画支援事業応募申請書（別記1）
- ・令和7年度市民活動参画支援事業実施計画書（別記2）
- ・令和7年度市民活動参画支援事業収支予算書（別記3）
- ・令和7年度市民活動参画支援事業団体名簿（任意様式）
- ・その他（団体の活動内容がわかるパンフレット、チラシ等）

- ① 提出期間 4月1日（火）～4月30日（水）（土・日・祝除く）
② 提出先 佐野市役所 市民生活課（市役所5階）
③ 提出方法 市民生活課に直接持参

※書類は、市民生活課(市役所5階)の窓口のほか、田沼・葛生行政センター、各地区公民館、市民活動センターここねっとにあります。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請の際に事業内容や申請書の書き方などのアドバイスを行うため、窓口のみでの受付となります。

◆応募から事業完了までのスケジュール

期 日	事 項
4月1日～4月30日	応募受付期間
6月下旬頃	応募事業の審査会（事業概要の説明があります）
7月上旬頃	採択事業の決定
7月下旬頃	補助金交付の申請、請求
8月頃	補助金交付
令和8年3月頃	実績報告書等の提出（事業実施の見込みを含む） 事業報告会の開催
令和8年3月31日	事業完了

●実績報告書の提出、事業報告会

実施した事業は、市ホームページ等で紹介するとともに、3月の事業報告会で審査委員等に報告していただきます。報告会の前までに、事業実績報告書（活動時の写真添付）、収支決算書、領収書の写しをご提出いただきますので、領収書等は大切に保管してください。

●令和6年度補助団体

団体名	事業名
TASUKE 隊	災害に対する未然防止及び地域の課題解決に向けた活動
栗木内ホタルを観る会	ホタルが飛び交う地域づくり
特定非営利活動法人 ちもり	子どもの居場所事業
特定非営利活動法人 植野たすけあい	えがおになあれ 不登校児の居場所づくり
さののわ	子育て世代のゆるやかな ネットワーク形成事業



TASUKE 隊
 (災害に対する未然防止及び
 地域の課題解決に向けた活動)
 (令和6年度 ジャンプコース 採択)



特定非営利活動法人 植野たすけあい
 (えがおになあれ
 不登校児の居場所づくり)
 (令和6年度 トライコース 採択)

◆補助金の返還について

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付した補助金を返還いただきます。

- ・補助金の交付決定の内容又は補助の条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ・補助金を他の用途に使用したり、目的に反して処分したりしたとき。

※事業の実施内容を変更せざるを得ない事態が生じ、やむを得ない事情があると認められる場合は、事業の変更手続きを行い、既に交付されている額と新たに交付決定した額との差額を返還することで、引き続き事業を実施することができます。

◆3月の令和7年度予算の成立をもって、本事業実施が決定します。

◆申込み・お問い合わせ先

佐野市役所 市民生活課

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

電話 0283-20-3014

ファックス 0283-20-3046

E-mail shiminseikatu@city.sano.lg.jp